

第9回 建設・産業小委員会（議事概要）

日 時 平成14年12月11日（水） AM9：30～AM11：45

場 所 あみの図書館

出席数 13人

傍聴者数 1人

主な議題

（1）協議第1号 7 農業委員会の定数及び任期の取扱いに関する事

（2）協議第2号 19-28 農林水産事業の取扱い（その7）

（3）協議第3号 19-29 商工観光事業の取扱い（その5）

（4）次回の議題について

・協定項目の協議について

（5）次回の小委員会の予定について

議事経緯

委員長あいさつ

会議の成立確認

議事

（1）協議第1号 7 農業委員会の定数及び任期の

取扱いに関する事・・・継続協議

主な意見

部会長 一つの市としての整合性や合理化を図るため、新市では一つの農業委員会を置く。合併特例法の在任特例を3ヶ月間適用し、その間の委員数は合併後の農業委員会委員の数と同じ30人とする。

委 員 合併後の事務局体制はどうなるか。

部会長 総務部会で検討されているが、他の市では6～8人体制としていることが多い。

委 員 選挙区を分けるためには、丹後町は農地面積、農家数が満たないということだがどうか。また定数が30となるということだが、旧町単位に補助員的なものを置くのか。

部会長 選挙区を設けるためには、農地500ha、基準農家数600戸以上必要であり、現在丹後町は該当しないが、これは合併するまでの最新の統計資料によることとなっている。先進地では隣町の一部を取り込んで要件を満たしている場合があり、また郡単位で選挙区を設ける方法もある。補助員については、今後農業行政では農地流動化が重要なポイントであり、農業委員会協議会からも旧村単位での設置を町長会に要望している。

委 員 弥栄町では、農業委員はほとんど学区や集落単位で出ているが他町はどうか。

- 部会長 6町全てを把握していないが、例えば久美浜町では旧村単位となっている。今、各町農業委員会では合併による広域化に伴い、農地法上の申請における現地確認の体制ということが問題となっている。
- 委員 6町全体で考えて、どれだけのスケールの農業をやるかが大事で、地域で小さな農業をやっているとしても、丹後全体として発展していかない。また、これに大きく関わる選挙区について明文化すると、合併に逆行しないか。
- 委員 6町の面積に一つの委員会でいいのか。また、在任特例がわずか3ヶ月でいけるのか。
- 部会長 複数での整合性や、市としての農業振興を考え一つということになった。また、各町農業の特徴を反映させるためには選挙区を設ける方がよいということになった。
- 委員 今、定数の削減など集落代表ということができなくなっている。委員にはそれなりの保障を考え、選挙してやる気のある人に出ていただき、また新しい市民意識を持たせるためには、あえて選挙区はいらないと考える。
- 委員 旧町単位の選挙区では、新市で一体的な農業を進めていくという意識が持てないのではないかと。一選挙区としても、自然にバランスがとれてくるのではないかと。
- 委員 農業委員と議会議員とは同様に考えていないが、段階的に考えていったらどうか。
- 委員 農地転用などの事例については、地元委員がいないと口が出しにくいのではないかと。
- 委員 この提案については、各町の農業委員会とある程度調整されているのではないかと。
- 部会長 各農業委員会の一定の方向性ということで、選挙区の話のこともあった。農業委員会は、農地法にもとづく実務を伴うものであるが、今後農地の番人ということより地域の農業をどうしていくかを考えることが大事で、またそのように変わってきている。
- 委員 新市になり30人で6町の範囲を見るのは大変と考え、地元のことがわかる人の組織も併せて考えていただきたい。
- 委員長 さらに議論をつくすために継続協議とする。

(2) 協議第2号 19-28 農林水産事業の取扱い(その7)・・・確認

主な意見

- 委員 国営農地については、取り組んだ規模により各町負担金が違うが、それに対する起債の交付税算定について、また基金を取り崩して一部償還する町とそうでない町との兼ね合いはどうか。
- 部会長 国営農地の西部地区は対象とならないが、東部地区は一般公共事業債の対象となる。充当率が90%で、償還金の3割が交付税算定される。基金については、合併前に繰上げ償還ということで話が進められている。
- 委員 国営農地事業のスタート時の、底地の所有者の負担割合は畑地で西部4.86%、東

部 5.55%。区画整理は、共に 31.8%ということだが、事業の最初と終わりでは負担率が違うと考えるが、所有者はどう考えているか。また、これに対する各町の支援はこの数字の中に入っているのか。

部会長 各町、条例で反当りの負担金額を定めており、一定の負担を願っている。また受益者負担分は受益者負担であり、町からの助成はない。

委員 丹後 6 町として、いかに負担金を軽くするかということ調整したほうがよい。また、公共性のある農道等、実質財産となっているものはないか。

部会長 負担金については、一般公共事業債や基金を使い繰り上げ償還し、新市に引き継ぎたい。幹線・支線農道については、各町町道に認定し管理していく方向である。

委員 各町の基金額はどうなっているか。

部会長 峰山町 30,028 千円、大宮町 13,535 千円、丹後町 185,125 千円、弥栄町 76,503 千円、久美浜町 85,816 千円となっている。

委員 網野町は基金がゼロだが、その負担金は全て一般公共事業債の該当となるのか。

部会長 負担金が全て該当するわけではない。

(3) 協議第 3 号 19-29 商工観光事業の取扱い(その 5)・・・確認

委員 融資制度は、合併時に一旦廃止し国・府の状況を見極め検討するという事になっているが、町から市となれば何か変わるのか。

部会長 町から市になっても、制度的には変わらない。

委員 サービスを低下させないためにも、新市にはこれだけのことができますというようなことは出せないか。

部会長 今後検討する。

委員 融資制度などの金融政策は各町特色があり、このまま新市に引き継いでほしい。

委員 時間的余裕があれば、これくらいはできるといった合併のメリットを示すなど、よいものを考えてほしい。

部会長 途切れることなく新しい制度を実施していくことで、中小企業者に役立つ制度などを創設していきたい。

委員 保証料や利子補給など、調整の中で一番条件のいいものを採用し一元化してほしい。

(4) 次回の議題について

協定項目の協議について

(5) 次回の小委員会の日程

第 10 回建設産業小委員会

日 時 1 月 16 日(木)午後 1 時 30 分から

場 所 久美浜町 福祉センター

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)